

# 日野市シルバー人材センターよくある質問集

会員の皆様には、日野市シルバー人材センターの運営にご協力を賜るとともにご尽力いただき有り難く厚く御礼を申し上げます。

さて、地域委員会では平成 27 年度（前期・後期）と平成 28 年度（前期）の地域班会議において出された質問及び要望事項を関連項目ごとにまとめ、この度漸く「日野市シルバー人材センターよくある質問集」として出来上がりました。ご一読いただきたく案内申し上げますとともに、会員の皆様の予てからの疑問が少しでも解消していただくことが出来れば幸甚です。

平成 28 年 12 月 日野市シルバー人材センター 地域委員会

## ◆◆シルバー人材センターの理念◆◆

Q 1 : どのような機会にシルバー人材センターの理念である「自主自立・共働共助」を会員に伝えているのですか。

A 1 : 新入会員研修時の丁寧な説明と、総会や地域班会議などの会議場への掲示、「月刊さわやか」等の紙面を活用して広く会員の理解を深めていきます。

Q 2 : 新入会員研修会の目的は何ですか。

A 2 : シルバー人材センターの理念を説明し、組織や就業について知っていただく大事な研修として位置づけています。

Q 3 : シルバー人材センターの実情や各委員会活動を説明しているものはありますか。

また、委員会の委員になるにはどのような手続きが必要ですか。

A 3 : シルバー人材センターの動きや委員会活動については「月刊さわやか」にてお知らせしております。

委員の募集にあたっては、「月刊さわやか」にて定期的に募集しております。

なお、委員会には定数がありますので、希望される会員は、まず事務局にご相談ください。

Q 4 : シルバー人材センター会員として「就業」する場合、働き方に違いがあるのですか。

A 4 : 現在シルバー人材センターでの就業形態は以下の2種類があります。

①請負業務：発注者から指揮命令を受けずに仕事単位で受託します。この場合、会員、シルバー人材センター、発注者との雇用関係はありません。

②派遣業務：発注者の指揮命令を受けて仕事を行います。この場合、東京しごと財団と会員の間に雇用関係が発生します。

※日野市シルバー人材センターは東京しごと財団派遣事業所の日野事業所となっています。

## ◆◆魅力あるシルバー人材センターづくり◆◆

Q 5 : 会員が明るく楽しく働いている現場を紹介して、会員の就業意欲を高めたり、就業開拓に活用してもらいたい。

A 5 : 「月刊さわやか」、「シルバーひの」等の紙面が許す限り紹介して参ります。

Q 6 : 地域班会議やボランティア活動以外に会員の親睦を目的にしたイベントやサークル活動、交流会等を企画、紹介してはどうでしょうか。

A 6 : 社団法人から公益社団法人への移行を機に、福祉事業への補助が出来なくなりました。それに伴い、旅行をはじめ各種福祉事業が中止されました。会員の皆様からのご要望をみて、発起人を募り会員相互の交流を図ることを検討したいと思います。女性委員会では、女性会員対象に交流会や各種講習会などを開催し、女性会員同士の交流を図っています。

Q 7 : 定時総会では会員が参加しやすい日程、会場で開催して欲しい。

A 7 : 多くの会員に総会に参加していただくよう以前には土日開催も試みましたが、土日に就業している方も多く結果的には参加者増にはつながりませんでした。

現状では、設定された日時になるべく就業予定を調整して総会への出席をお願いします。

Q 8 : 就業開拓についてどのように取り組んでいるのですか。

A 8 : 就業開拓員を増員して、市内事業所や店舗等に訪問しております。また、平成28年7月より派遣事業をスタートさせ請負では受託できなかった新しい分野への開拓が出来るようになりました。

今後も更に多くの就業先の開拓を目指してまいります。尚、今後は、会員の皆様による「会員一人一開拓運動」を進め、皆様の豊富なキャリアを新たな就業先の開拓に発揮できるように、検討して参りたいと思っております。

Q 9 : 会員の退会理由を公表してください。

A 9 : 会員の退会につきましては、定時総会議案書に退会者数（男女別）と退会理由を発表しております。退会理由としては病気や加齢、家庭の事情といったところが上位となっております。

#### ◆◆「月刊さわやか」◆◆

Q 10 : 「月刊さわやか」の中に＜会員投稿欄＞を設けて欲しい。

A 10 : 「月刊さわやか」は、シルバー人材センターの方針やさまざまな取組み等の情報伝達紙です。これに対し、「シルバーひの」は、会員交流誌として、会員の声欄を常設しています。

Q11：事務局の組織や職員の担当業務はどこに載っていますか。

A11：年度初めや定時総会後に「月刊さわやか」にてお知らせしております。

#### ◆◆地域班会議◆◆

Q12：地域班会議の目的は何ですか。

A12：地域班会議を通じて、シルバー人材センター事業や課題等の共通認識及び班員相互の理解と親睦を深め連帯意識を高めることを目的としています。

Q13：地域班会議に出席するとどのようなメリットがあるのですか。

A13：地域班会議に出席することを通して、次のようなことがメリットとして考えられます。

- ① シルバー人材センターの現状が理解できる。
- ② 班員同士の理解、仲間づくりができる。
- ③ シルバー人材センターに意見や提案をすることができる。
- ④ 就業選考基準の一つになっている。

Q14：地域班会議で報告した意見や要望はどのように反映されるのでしょうか。

A14：地域班会議で出された意見や要望は各委員会で検討し、結果については「月刊さわやか」や地域班長会議で報告されます。

Q15：全ての地域班会議で統一議題を討議することはできないですか。

A15：シルバー人材センターとして統一した議題を提示していきます。

#### ◆◆ボランティア活動◆◆

Q16：シルバー人材センターが行うボランティア活動にはどのようなものがありますか？

A16：現在センターが実施しているボランティア活動としては、①多摩川・浅川クリーン作戦②全地域班一斉清掃（7月、10月）③小・中学校朝の挨拶運動④高齢者見守り活動があります。これに加えて、地域班独自に清掃活動や小学校学区域の防犯パトロールも実施しています。

Q17：地域に密着した活動を各班で実施すれば、会員の活動PRと会員増強に結びつくのではないか。

A17：多摩川・浅川クリーン作戦、全地域班一斉清掃などは、シルバー人材センターのイベントとして定期化しております。更に、ボランティア活動として各地域班・各委員会では、清掃、防犯パトロール、朝の挨拶運動は独自で実施しておりますので、内部や外部に向けてPR活動を強化していきます。

Q18：ボランティア活動とシルバー人材センターの仕事どちらを優先すればいいですか。

A18：まずはボランティア活動や地域班会議等の組織活動に参加できるよう就業ローテーションの調整をお願いします。やむを得ず調整がつかない場合は就業してください。

#### ◆◆安全就業◆◆

Q19：事故防止についてどのように取り組んでいますか。

A19：定時総会での警察による講演や自転車安全運転講習会、職場巡回、体力測定会等を実施し事故防止の啓発に努めております。

#### ◆◆就業◆◆

Q20：就業者の選考はどのように行うのですか。また、選考結果はどのように通知されるのですか。

A20：就業者の募集は原則として「月刊さわやか」に同封する<就業情報>やシルバー人材センターのホームページで公募し、応募した会員の中から就業調整委員会において、就業者の選考をおこなっています。  
就業調整は以下の就業選考基準を基にできるだけ公平となるよう運用を心掛けております。また、職場においてミスマッチがおきないように面接時には職場リーダーが同席して、業務内容の説明を行い適性を判断しております。

就業選考基準		
	基準項目	主たる判定内容
1	未就業期間	3か月以上継続して就業していない。 (単発業務を除く。)
2	申込み回数	未就業期間中2回以上の申込がある。
3	トラブルの有無	発注者、市民、会員とのトラブルがなかったか。 発注者、市民、会員、職員に対する応対は適正であったか。
4	健康状態	現在、職種に対応できる健康状態であるか。
5	就業先までの距離	夜間就業等での行き帰りなどの安全性。
6	適性職種	希望職種の適応性。
7	年齢	「就業年齢制限の設定に関する要綱」による
8	センター貢献度	地域班、各種委員会等センター運営組織機関 での貢献度。
9	センター行事参加度	地域班会議、社会奉仕活動等の過去の出欠状況。
10	その他	上記以外

選考結果については就業を申し込まれたすべての会員に選考結果を郵送しており、選考から漏れた方には就業選考基準 10 項目のどれに該当するのかわけお知らせするようにしております。就業選考基準についてはより良い運用に向けて、就業調整委員会で検討を重ねています。

Q21：派遣事業の就業体系はどのようになるのでしょうか。

A21：派遣事業での就業は、派遣社員として東京しごと財団と雇用契約を結び、発注者の下で指揮命令を受けて就業することになります。また、働いた際の報酬は「配分金」ではなく「賃金」となり、所得税を納めることとなります。

Q22：年齢制限のある職場はありますか。

A22：現在、就業募集において、年齢制限を設けている職場は、公園作業と運転の 75 歳のみです。その他、高所作業について、75 歳以上は地面からの高さを 120 cm までと定めています。

請負・派遣事業ともにシルバー人材センターとして原則年齢制限は設けておりません。また、求人をいただいた際にも発注者には年齢制限をしないよう理解を求めています。

Q23：就業前の引継ぎ期間の配分金の支払いはありますか。

A23：就業開始前の研修期間には配分金支給はありません。

Q24：公共の仕事に就いた場合、年数制限はありますか。

A24：公共事業は、3年の交代制をとっています。

シルバー人材センターは「共働・共助」の事業理念がありますが、これは、地域の高齢者が、自主的にその生活をしている地域を単位に連帯して、共に働き、共に助け合っていくということです。シルバー人材センターでは、この理念の下、グループ就業、ワークシェアリング(仕事の分かち合い)の推進をしています。雇用状況の変化はありますが、待機されている会員が多いのも実情です。

Q25：「広報ひの」などの日野市からの配布物についてどのような取り組みをしていますか。

A25：「ごみカレンダー」のように地域ごとに内容が異なるものや「広報ひの」のような配布期間が極端に短いものについては受注していません。配布組織をしっかりと整えた上で検討します。

## ◆◆事務局◆◆

Q26：事務局はどのように発注者の意向を把握していますか。

A26：仕事の依頼をいただいた際に発注先を訪問し現場確認を行い、お客様と打ち合わせをした上で仕様書を作成しております。

Q27：事務局は職場の実態を把握するために定期的に職場訪問してはどうですか。

A27：なかなか定期的に職場訪問できていないのが現状ですが出来るだけ訪問に努めていきます。職場訪問の要望もいただければ、優先しておこないますので、ぜひご連絡ください。

Q28：会員の相談や苦情に対応する窓口はありますか。

A28：毎月第2・4木曜日に「会員相談窓口」を開設しておりますので、お気軽にご相談ください。

◆◆その他◆◆

Q29：決算で赤字が出た場合、どこから補填するのですか。

A29：シルバー人材センターは公益法人会計基準に基づき、収入と支出が等しくなるような運用を求められておりますが、決算で赤字が出た場合は正味財産から補填（正味財産の減少）を行います。

Q30：配分金には東京都最低賃金の適用はされないのですか。

A30：シルバー人材センターの就業は、雇用関係が発生しない請負就業には最低賃金法は適用されませんが、最低賃金の額を下回る契約先には、毎年、最低賃金に近づけるよう交渉をしております。  
雇用関係が生ずる派遣就業については、最低賃金の適用があります。

Q31：マイナンバーはどのような場合に事務局に提出が必要ですか。

A31：地域班長・各種委員会委員等で費用弁償の支給がされた方および派遣事業で就業している方などは所得税控除があるため提出していただきます。その他の方は提出の必要はありません。

Q32：配分金の明細書は無いのですか。

A32：配分金明細書は希望される方にお渡しすることとしております。必要な方は、事務局にてお渡ししますので、お声掛けください。

Q33：どうやって就業情報を取得するのですか。

A33：毎月15日付けで発行している「月刊さわやか」に＜就業情報＞を同封し、地域班長を通じて全会員に配布しております。また、臨時的なものや急を要する求人についてはシルバー人材センターホームページに就業情報を掲載しており、インターネット環境があればいつでも閲覧することができます。いずれの情報も事務局で確認、申込みすることができます。

Q34：会員の交流の場はありますか。

A34：会員同士の交流は「ゴルフ同好会」「麻雀」「カラオケ」「囲碁」等が行われていて、いずれも会員は任意で参加しています。